

## 船舶事故調査報告書

令和2年10月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月10日 11時30分ごろ
発生場所	広島県江田島市大奈佐美島南方沖（奈佐美瀬戸） 中ノ瀬灯標から真方位079° 370m付近 （概位 北緯34° 16.3′ 東経132° 22.7′）
事故の概要	遊漁船第5幸信丸は、東北東進中、また、プレジャーボート海霧丸は、北北東進中、両船が衝突した。 第5幸信丸は、前部甲板に設置のオーニングが倒壊し、また、海霧丸は、船首部に設置のアンカーに曲損を生じた。
事故調査の経過	令和2年5月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第5幸信丸、5トン未満 270-37154 広島、個人所有 8.05m (Lr) × 1.98m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、154kW、平成4年3月 B プレジャーボート 海霧丸、2.3トン 250-54056 広島、個人所有 6.43m (Lr) × 2.23m × 0.98m、FRP ディーゼル機関、60.3kW、平成21年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年11月26日 免許証交付日 平成27年6月2日 （令和2年10月22日まで有効） B 船長B 男性 51歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年1月5日 免許証交付日 平成29年7月14日 （令和4年7月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 前部甲板に設置のオーニングが倒壊

	B 船首部に設置のアンカーに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、釣りの目的で、令和2年5月10日07時00分ごろ広島県廿日市市下の浜の係留場所を出航し、07時20分ごろから奈佐美瀬戸の釣り場で釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、釣り場を移動しようと思い、11時25分ごろ操縦区画で立って操船に当たり、釣り客を前部甲板左舷側で左舷方を向かせて腰を掛けさせ、約5～6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵により航行を開始した。</p> <p>船長Aは、中ノ瀬灯標南方沖を東北東進中、右舷後方の櫓石付近を北北東進するB船を視認し、B船もA船の存在に気付いており、このまま奈佐美瀬戸を通航して広島港に向けて航行していくと思った。</p> <p>A 船は、船長Aが、魚群探知機と右舷前方で釣りを行いながら漂流中のプレジャーボート（以下「C船」という。）を交互に見ながら航行を続けていたところ、右舷方至近にB船を視認し、衝突の危険を感じて急いで主機を全速力後進としたものの、11時30分ごろA船の前部甲板に設置されたオーニングの支柱とB船の船首部に設置されたアンカーとが衝突した。（図1参照）</p>
<p>図1 A船の前部甲板に設置されたオーニングの支柱とB船の船首部に設置されたアンカーとが衝突した時の様子（イメージ）</p> <p>船長Aは、A船を停船させ、右舷方を通過していったB船がA船の近くに戻ってくるのを待った後、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、08時00分ごろ広島港第2区所在のボートパークを出航し、江田島市長島周辺の釣</p>	

	<p>り場で釣りを行った後、11時00分ごろ帰途についた。</p> <p>B船は、船長Bが操縦席に腰を掛けて操船に当たり、櫓石西方沖に至った頃、速力を約9.6knに減速し、船首方に他船を認めなかったため、大奈佐美島南方沖に船舶はいないと思い、手動操舵により北北東進した。</p> <p>船長Bは、右舷前方にC船を認め、釣果があるか気になり、魚群探知機と右舷側の窓越しにC船を交互に見ながら航行を続けていたところ、船首部から衝撃音を聞いた。</p> <p>船長Bは、左舷方を振り向いてA船と衝突したことを知り、B船を一旦停船させた後、A船の近くに戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故時、速力の速いB船がA船を避けて航行していくと思ったので、B船から目を離していた。</p> <p>船長Aは、本事故時、釣りポイントを探すことに意識が向き、魚群探索を行っているうちにB船に対する意識が希薄になっていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故時、帰航するつもりであったが、ふだん釣りをしている大奈佐美島南方沖を航行中、前路に他船がいらないと思い込み、そのうちに右舷方で釣りを行っていたC船の釣果が気になり、魚群探知機に魚影が映ったら釣りを再開しようと思い始め、魚群探索に意識が向いていて、左舷前方のA船に気付いていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、奈佐美瀬戸を東北東進中、船長Aが、釣りポイントを探すことに意識を向け、魚群探知機と右舷前方のC船を交互に見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、右舷後方から接近してくるB船に気付くのが遅れ、主機を全速力後進としたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、櫓石付近を北北東進するB船を視認した際、B船もA船の存在に気付いており、速力の速いB船がA船を避けて航行していくと思ったことから、B船から目を離し、釣りポイントを探すことに意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、奈佐美瀬戸を北北東進中、船長Bが、魚群探索に意識が向いていて、魚群探知機と右舷方のC船を交互に見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたことから、左舷前方のA船に接近し、A船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、櫓石西方沖に至った際、船首方に他船を認めなかったことから、前路に他船はいないと思い込み、魚群探知機に魚影が映った</p>

	ら釣りを再開しようと思い始め、魚群探索に意識が向いていたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、奈佐美瀬戸において、A船が東北東進中、B船が北北東進中、船長Aが、速力の速いB船がA船を避けて航行していくと思い、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い込み、共に魚群探知機とC船を交互に見ながら同じ針路及び速力で航行を続けたため、A船及びB船が互いに接近し、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、釣りポイントを探すことに意識を向け過ぎず、接近してくる他船に対して継続した見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、航行中、前路に他船がないと思込まず、また、魚群探索に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

